

一般財団法人流通システム開発センター
「GS1 Japan パートナー会員制度」

会員規程

沿革 2015年4月1日 制定

2016年11月4日 一部改正

第1条（目的）

本規程は、流通センターGS1 Japan パートナー会員制度に関し、必要な事項を定める。

第2条（会員・事務局）

1. GS1 Japan パートナー会員の会員資格は、事業者（法人、個人）およびその他の団体（業界団体、行政機関、学術機関等）とする。
2. 会員制度の事務手続きは、一般財団法人 流通システム開発センター（以下、センター）が行う。

第3条（入会）

1. GS1 Japan パートナー会員になろうとする者は、下記の要領で入会申し込みを行う。
 - (1) 加入申込書（エクセルシート）を、センターに請求、もしくは、センターの web ページよりダウンロードする。
 - (2) 加入申込書に会員希望者のデータを入力の上、印刷し、社印及び連絡担当者印を押印後、センターに郵送する。併せて、データ入力済みの加入申込書を、センターまで電子メールで送付する。
2. センターは、郵送された加入申込書を受領後、GS1 Japan パートナー会員年会費請求書を申込者に送付し、申込者からの年会費の入金確認後、加入手続きを行う。
3. センターは、加入手続き完了後、GS1 Japan パートナー会員制度 加入通知書を申込者に送付し、センターの Web ページ 会員一覧に掲載する。

第4条（会期・更新）

1. 会期は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会期中の入会も次の3月31日をもって会期は終了する。

2. センターは、毎年1月末日までに年次更新の通知をし、3月末日までに員年会費請求書を会員あて送付する。請求書を受け取った会員は4月1日以降7月1日までに、年会費（別紙1記載）の入金を完了しなければならない。
3. センターは、年会費の入金確認後、GS1 Japan パートナー会員更新完了通知書を会員に送付する。

第5条（会員データの変更）

1. 会員は、会員データに変更があったときは、別紙様式2「会員情報変更届」にデータ入力、印刷し、社印及び連絡担当者印を押印後、センター郵送する。併せて、センターまで電子メールで送付する。
センターは、その変更内容を確認し、センターに登録されている加入情報を変更し、GS1 Japan パートナー会員加入情報変更通知書を通知のあった会員に送付する。
2. 会員は、担当者に変更があったときは、別紙様式3「担当者情報変更届」に入力し、センターまで電子メールで送付する。センターは、その変更内容を確認し、センターに登録されている担当者情報を変更する。

第6条（退会）

会員は、退会しようとするときは、事前にその旨、書面をもってセンターに届け出なければならない。会員が退会しても、既に納めた会費は返還しない。

第7条（会員資格の喪失）

1. 会員が第4条規定の年会費を支払わないときは、センターは会員に対し、支払いの督促をし、なおその支払いがないときは、会員は会員資格を喪失し、センターはその旨を会員に通知し、センターの Web ページ 会員一覧から削除する。
2. 会員が、会員規程に違反し、あるいはGS1、センターおよびGS1標準の信用を著しく毀損するなどの不適切な行為を行った場合、センターは是正の注意喚起を行い、その後も是正がなされないときは、会員は会員資格を喪失し、センターはその旨を会員に通知し、センターの Web ページ 会員一覧から削除する。会員資格を喪失した場合、既に納めた会費は返還しない。

第8条（規程の変更）

センターは、改定の3ヶ月前までに会員に通知し、あるいはセンターのWeb ページに表示することによって、随時、本規約を改定することができる。

附 則 (2015年4月1日施行)

本規程は、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年11月4日一部改正)

本規程は、2016年11月4日から適用する。

別紙 1

年会費

年会費は、会員の年間売上高（単独）に応じ、次の表に掲げる区分に応じた額とします。

| 年間売上高（単独） | | 年会費（税抜） |
|-----------|--------------------|-----------|
| 1 | 10 億円未満 | 30,000 円 |
| 2 | 10 億円以上 ～ 100 億円未満 | 70,000 円 |
| 3 | 100 億円以上 ～ 1 兆円未満 | 180,000 円 |
| 4 | 1 兆円以上 ～ | 300,000 円 |

尚、入会した年度の会費は、4 月～9 月に入会された場合は上の表の掲げる区分に応じた額、10 月～翌年 3 月に入会された場合は上の表の掲げる区分に応じた額の半額とします。

以上